

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
10	小池 智明（18）	<p>1. 地域との共生、市全体のまちづくりの両面から必要と考えるアパート等の集合住宅建設に関する一定のルール・誘導のあり方について</p> <p>近年、空き家の増加が大きな問題となっている。そうした一方で、相続税制の改正や超低金利を背景に、行きどころをなくした資金が不動産に流れ込み「借家バブル」といわれる状況が続き、富士市でもまちなか、市街地外縁部等でアパート・マンション等の集合住宅の建設がふえている。</p> <p>開発面積1000平方メートル以上の比較的大規模なアパート・マンション開発では、都市計画法に基づく開発許可基準や富士市土地利用指導要綱に基づく行政指導により、新たな開発・建設・入居が地元地域とスムーズに共存していけるような一定の手続、ルール等の配慮がなされている。</p> <p>一方、開発面積が1000平方メートルに満たないいわゆるミニ開発によるアパート等の集合住宅は、こうした手続、ルール等もないため、何が建設されるのか直前まで地元はわからない、誰が地元との相談・対応窓口かわからない、アパート丸ごと町内会に入らないため交流が持てない、顔がわからない、建設に伴うごみ集積所の設置がなされないまま既存の直近ごみ集積所にごみが出されるがルールが守られない等の懸念、問題を聞くケースがふえている。</p> <p>またこうしたアパート等の多くは、不動産会社による「一括借り上げによる家賃保証」をうたったサブリース方式で建設が行われるが、新築当初から空き室が目立つケースもふえている。空き家問題に象徴されるように、建設住宅戸数が世帯数を大幅に上回っている中で、実需を背景に建設されているとは言いがたい。</p> <p>さらにこうした状況が続けば、現在でも戸建て住宅以上に多いアパート等の集合住宅の空き室・空き家が増加し、それは地主・大家にとっての不良資産となるだけでなく、犯罪、火災等の温床、インフラの未利用などの面から、地域や市にとっての不良資産ともなりかねないと危惧する。</p> <p>こうした中、以下質問する。</p> <p>(1) 集合住宅開発・建設・入居に伴う地区、町内会・区等からの苦情、相談をどう把握、対応しているか。</p> <p>(2) 中でも1000平方メートル未満のミニ開発（アパート建設等）に関し、以下の項目について市として手続、基準、ルール等を設けるべきと考えるがいかがか。</p> <p>① 開発・建設に当たっての町内会への事前連絡・協議</p> <p>② 雨水流出抑制対策（調整池、雨水浸透枳等の設置）</p> <p>③ ごみ集積所の設置・ごみ出し</p> <p>④ 町内会への加入促進</p> <p>⑤ 管理責任者と連絡先の明示</p> <p>(3) アパート丸ごと町内会に加入しないことなどにより、入居の挨拶、ごみ出し等で地域住民と顔を合わせることもな</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
10	小池 智明（18）	<p>く、互いの顔がわからない状況が続く中で、こうした動向をコミュニティ政策の観点からどう評価するか。</p> <p>(4) こうしたアパート建設等は、一定の需要はあるものの、主にサブリース方式を背景とする空き室の増加等を考えると実需に支えられているとは言いがたいが、こうした動向を住宅政策の観点からどう評価するか。</p> <p>(5) 実需を伴わない空き室が相当数あるアパート等の増加は、富士市全体の土地利用、まちづくりの面できざまな課題が懸念されるが、都市計画の観点からどう評価するか。</p> <p>(6) 平成29・30年度で策定を予定している立地適正化計画の中で、こうしたアパート建設等を適切に誘導または規制する方策は考えられないか。</p> <p>2. 東京オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウン登録への取り組みについて</p> <p>7月13日に市が主催した平成29年度富士市トップマネジメント公開セミナーでは、講師に日本オリンピック委員会総務委員を務める上智大学の師岡文男教授を招き「スポーツと地方創生」をテーマに講演が行われた。</p> <p>師岡教授は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会でのホストタウン登録の提案をされた。</p> <p>ホストタウンは、大会の開催により多くの選手や観客等が来訪することを契機に、地方自治体が特定の大会参加国・地域と大会前から大会中、そして大会後も継続的な人的・経済的・文化的な相互交流を図ることを通じて、地域の活性化等につなげていこうとする取り組みである。</p> <p>この取り組みについて、以下質問する。</p> <p>(1) 市長は、公開セミナーの席上、ホストタウン登録への意欲を表明されたが、その意義をどう考えているか。</p> <p>(2) またその中で、相手国の候補として、水泳の事前合宿誘致を考えているハンガリー、ボーイスカウトを通じて富士市と交流があるラトビア等を挙げられたが、その進捗状況と見通し、課題はどう考えているか。</p> <p>(3) ホストタウンとして相手国選手・関係者を迎え入れ、その後も継続的な交流を続けていくには、多様な市民の参画、盛り上がりが必要と考えるが、どのように進めていこうと考えるか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
11	笹川 朝子（3）	<p>1. 学校でのいじめ問題の対応について</p> <p>昨年11月議会に続いての質問です。学校でのいじめが原因で不登校や、みずから命を絶つというせつないニュースが後を絶ちません。今日のいじめは人間関係を利用しながら相手に恥辱や恐怖を与え、思いどおりに支配しようとするもので、ときに子どもを死ぬまで追い詰める事件にまで発展し、SNS上における誹謗中傷、傷害、性暴力、恐喝などの犯罪ともつながっています。多くのいじめ被害者は、その後の人生を変えてしまうような心の傷を受け、大人になっても恐怖で社会に出られないなどの後遺症に苦しんでいます。いじめはどんな形であれ、人権侵害であり暴力です。</p> <p>教育評論家で法政大学特任教授の尾木直樹氏は、「いじめは起こってはいけないものですが、現実的には起こります。いじめを根絶することはできません。集団があれば必ず起こります。とくに学校は閉じられた空間で、さらに教室という狭い中で起きるいじめであれば、子どもたちの力で克服していく、あるいは先生も一緒になって考えていくという環境をつくるのが大事です。『いじめは起きるもの、でも初期段階でストップできれば皆、傷が浅くてすむ』そういう学校をつくらなければいけません。」と述べられています。</p> <p>滋賀県大津市で中学生がいじめを理由に自殺した事件をきっかけに、いじめ防止対策推進法が成立しました。これを受け昨年10月、市内中学校の保護者が自分の子どもがいじめ防止対策推進法の重大事態に当たるとして、教育委員会にいじめ調査委員会(第三者委員会)の設置を要求し、大学教授・医師・弁護士・臨床心理士の4人で設置し、調査しました。調査報告書はことし3月に教育委員会に提出されています。その子どもは学校に通えないまま卒業しましたが、現在も精神的な苦痛は拭えず悶々とした日々を送っているとのこと。</p> <p>本年2月議会で富士市いじめ問題対策推進委員会条例が制定され、委員会を設置しました。いじめの重大事態の調査について他の保護者から申し入れがあり、調査が始まったと聞いています。</p> <p>未来ある子どもたちが、お互いを認め合い、人権が守られ、健全に育ってくれることを願って以下質問します。</p> <p>(1) 調査報告書の結果はどうだったか。また、この結果をどう生かしていくのか。</p> <p>(2) いじめの早期発見、早期対応はどのようにしているか。</p> <p>(3) 教員の多忙化の解消や、スクールソーシャルワーカーの増員など、いじめ問題への解消の取り組み及び条件整備についてどう考えているか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
12	笠井 浩（19）	<p>1. 富士市のひきこもり対策について</p> <p>内閣府は平成21年度、27年度とひきこもりに関する実態調査を行った。目的は、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に推進し、ひきこもりに該当する子ども・若者の人数やそのきっかけ、必要としている支援内容などについて調査することで、ひきこもりを初めとする困難を有する子ども・若者への地域支援ネットワークの形成促進につなげることである。</p> <p>調査内容は多岐にわたったが、ひきこもりになったきっかけは不登校・職場になじめなかったが同数で1位。ひきこもりから抜け出したきっかけは、フリースクール的な学校に通い友人ができた。独学で学び卒業して自信がついた。目標を見つけた。自分に合った仕事を見つけた。友人ができた。等々、友人、仕事との出会いの場が重要な役割を果たしていることがわかる。</p> <p>また、今回の調査で全国には推計54万1000人のひきこもりの方がいるという結果となり、平成21年度の推計69万6000人と比べて15万5000人減ったと報道されたが、40歳以上はカウントされないので、40代50代になってなお、相当数のひきこもりの方がいるとの指摘もある。以前、富士市には約2400人のニートがいて、うち約1300人が引きこもっているとの当局からの報告があった。</p> <p>ことしの8月、私と、同僚の鈴木議員で登校拒否・不登校を考える夏の全国大会に参加した。昨年も参加したが、ことしは、ひきこもりに関する分科会が設けられ、数々の報告がなされた。当事者も多く参加し、積極的に発言していた。中でも、過去に不登校の経験を持つ方が圧倒的に多いことを実感した。そして、ひきこもりや不登校からの社会参加には、当事者の心を癒やす居場所が不可欠であることを確信した。</p> <p>現在引きこもっていて、外へ出なくてはと思いき出そうとしている方の居場所づくりと、ひきこもりのきっかけとなる不登校への支援が急務であると言える。</p> <p>不登校については「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が施行され、私、井出議員、小沢議員、今議会では鈴木議員も一般質問で取り上げている。</p> <p>教育委員会としては、ココ☆カラの運営、不登校やニート、ひきこもりなどの悩みに応える合同相談会を開催し、フリースクールなどつなげる活動を展開するなど、この間の議論からも、子どもたちの居場所の大切さ、多様な学びの必要性については一定の理解を示していると思う。国の具体的な施策及び、市の予算措置があればさらに発展的な活動を展開できる状態だと思われる。</p> <p>一方、居場所づくりに積極的な神奈川県内や愛知県内の自治体などは、福祉部など子育てにかかわる部署が居場所運営</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
12	笠井 浩（19）	<p>を担当している。前回の小沢議員の一般質問にあったとおり、川崎市には「川崎市子ども夢パーク」という、9800平米（約3000坪）の敷地に1800平米（約550坪）の建物で運営する居場所がある（子ども未来局青少年支援室が担当している）。世田谷区は、冒険遊び場（プレイパーク）を民間への委託で運営している（子ども・若者部児童課が担当）。町田市も委託事業で運営（子ども生活部 児童青少年課青少年係が担当）という事例があるが、以下質問する。</p> <p>(1) 富士市のニート、ひきこもりの人数について</p> <p>(2) 福祉部では、窓口にさまざまな相談が寄せられていると思うが、居場所の必要性についてどう考えるか。</p> <p>(3) 6月議会で小沢議員から一般質問があったフリースペースは、フリースクールとは違い、小中学校の不登校の子どもたちも、学齢期を過ぎて引きこもっている人たちも通える居場所である。こうした居場所づくりは、ココ☆カラや、富士市内の居場所づくりを推進している市民団体等と協力して福祉部が推進すべきと思うがいかがか。</p> <p>2. 富士市の結婚支援政策について</p> <p>私はここ数年、行政が婚活にかかわることの重要性を説いてきた。今までは婚活について消極的であった富士市が、積極的に結婚支援をすると方向転換したことは大いに評価する。</p> <p>結婚促進については本年8月、同僚の杉山議員と山下議員が甲南大学経済学部の足立奏美先生の「若年層を取り巻く雇用環境と結婚支援対策の問題点と課題」という研修に参加し、その報告を聞いた。</p> <p>報告によると、20代30代の結婚していない理由は、生活資金が足りないという雇用問題もあるが、適当な相手にめぐり会えないというのが圧倒的であり（平成27年版厚生労働白書）出会いの場の創出は重要である。女性の晩婚化が進むと出生数も下がる。結婚してから出産している人は98%で、未婚で出産している人は2%である。自治体が結婚支援を行っているのは都道府県で93.6%、市町村で60%である。</p> <p>大阪府では婚活支援の効果について1000人にアンケート調査を行った。結果は、全体の60%程度が将来的に結婚を考えており、全体の半数以上が将来子どもを持ちたいと答えた。また、婚活サービスに参加したことで、結婚願望が高まったと答えている。こうした結果から足立先生は、民間事業であれ公的事業であれ婚活支援は少子化対策につながると結論づけている。また、年代別に結婚に関する考えが異なるので、年代ごとの対策が必要と述べている。</p> <p>富士市が婚活に力を入れていくということの評価しつつ、以下質問する。</p> <p>(1) 今回導入したマッチングシステムはどのような仕組み（フランチャイズ等）を利用しているのか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
12	笠井 浩（19）	<p>(2) 他市の方も利用できるか。</p> <p>(3) マッチングシステムが向いている方もいるが、行動的な方にはイベント参加型の婚活も有効だと思うが、市民団体などと協力して婚活イベントを企画すべきだと思うがいか</p> <p>がか。</p> <p>(4) 富士市のかかわる結婚支援の今後の展開について</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
13	鈴木 幸司（11）	<p>1. 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律について</p> <p>平成29年1月、首相は「フリースクールの子どもたちへの支援を拡充し、いじめや発達障害など様々な事情で不登校となっている子どもたちが、自信を持って学んでいける環境を整えます。」という施政方針演説を行った。国会においても、不登校の児童生徒を支援するための法案の検討が2年前より開始され、不登校の場合には小中学校へ通う以外にフリースクールや自宅での学習を選択でき、学校以外も義務教育として認めようというこの法案が、原案より大幅に修正された上で昨年12月に成立した。それが「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」という。）である。</p> <p>同年9月14日、文部科学省より「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を『問題行動』と判断してはならない。」と通知されていたにもかかわらず、今定例会において配付された資料の中に不登校が怠学怠業と誤解されかねない記述があるのを見て、まだまだ不登校児童生徒に対する行政の壁は高いのだなと残念に感じた。そこで、今後この教育機会確保法が市民一般に少しでも周知されることを期待して質問する。</p> <p>以前、教育長は「国の確保法案が今後どのようになってくるのか。この法案が成立後、その詳細な内容等々がこちらにまた来て、国あるいは県等々の動向を見ながら、富士市としても、行政としてどのように対応していくか検討していきたい。」と答弁している。教育機会確保法の成立後9カ月を経過し</p> <p>(1) 国あるいは県等々の動向をどう捉えたか。</p> <p>(2) 富士市として、行政としてどう対応するか、どのように検討したのか。</p> <p>2. 富士の山ビエンナーレ2018について</p> <p>昨年10月28日から11月27日まで、するがのくにの芸術祭「富士の山ビエンナーレ2016」が本市でも富士川地区、富士本町エリアを中心に開催され、延べ来場者2万3167人を集め、富士の麓で2年に1回開催される現代アートの祭典としての地歩を固めつつある。そして本年8月には2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた静岡県文化プログラムに再び選定され、来年の「富士の山ビエンナーレ2018」開催に向けてその計画が進んでいる。</p> <p>昨年、市長は東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの開催について問われ「現在、本市として確たる構想は描けておりませんが、国、県の動きに連動しながら、本市らしさを盛り込んだ、本市ならではの文化プログラムの形を描き、4年後を見据えて取り組んでまいります。」と答え、富士の山ビエンナーレについても「この展覧会が、今後、さら</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
13	鈴木 幸司（11）	<p>に広がりを見せ、地域に根づいた息の長いイベントとなるよう、市といたしましても、広報面を中心に、でき得る限りの支援を行ってまいります。」と答弁している。</p> <p>来年は旧富士川町との合併10周年の記念すべき年でもある。2018年11月を中心にさまざまな10周年記念行事が計画されているものと思うが、そうした行事は富士の山ビエンナーレ2018との連動も可能ではないかと考え、以下のように質問する。</p> <p>(1) 富士市と旧富士川町合併10周年事業にはどのようなものを考えているのか。</p> <p>(2) 富士の山ビエンナーレ2018に対してどのような支援を行っていくのか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
14	下田 良秀（6）	<p>1. 富士市の部活動のあり方について</p> <p>学校の部活動は、生徒の生涯にわたりスポーツに親しむための基礎づくりや、体力の向上と健康の増進、豊かな人間性の育成など、心身の健やかな成長に必要なことの1つであると考えます。</p> <p>文部科学省の中学校学習指導要領解説の総則編によると、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」とされている。</p> <p>また、中学校教育において大きな役割を果たしている部活動については、平成20年1月の中央教育審議会の答申において、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。」という指摘もされており、その重要性は非常に高いものとされ、議論されてきた。</p> <p>しかし、昨今ではただでさえ社会状況の変化から教員への負担がふえている。そんな中で、実際の現場における部活動は、顧問の教員の努力やボランティアにより成り立ち、適切な処遇もないまま教員へのさらなる負担増となるとして問題視されている。</p> <p>それに対し、さまざまな取り組みがなされ始めてきている。</p> <p>例えば、教員の負担軽減につなげるため、文部科学省は本年8月24日、教員にかわり部活動指導や大会への引率に当たる部活動指導員について、公立中学校への配置を支援しようと、経費の一部を補助する方針を固めた。</p> <p>また、隣市の静岡市教育委員会では、教員や生徒の負担を勘案し、文部科学省に先行して独自にガイドラインを作成している。また、浜松市教育委員会においても新たにガイドラインを作成する予定とされている。</p> <p>このような状況を鑑み、富士市における部活動のあり方について以下質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 富士市における部活動の現状と課題について (2) 部活動ガイドライン作成についていかがお考えか。 (3) 学校外の活動と部活動の考え方について 	市長 及び 教育長 担当部長